

公布された規則のあらまし

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第2号）

- 1 各保健福祉事務所の衛生対策課の分掌事務に、住宅宿泊事業法の施行に関するものを加えることとした。（第3条関係）
- 2 この規則は、平成30年3月15日から施行することとした。